

1 令和7年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

1. 概況

令和7年度国民健康保険特別会計の予算総額は52億7,564万4,000円で、前年度と比べ4,013万7,000円の減額（△0.8%）となります。

また、国民健康保険基金は、被保険者の負担軽減のため7,000万円を活用します。

(1) 歳入歳出の状況

	令和7年度(A)	令和6年度(B)	増減(A)－(B)	比較(A)・(B)
予算総額	5,275,644 千円	5,315,781 千円	△ 40,137 千円	△ 0.8 %

(2) 国民健康保険基金の状況

年 度	前年度末残高(C)	当該年度取崩額(D)	当該年度積立額(E)	当該年度末残高 (C)－(D)＋(E)
令和7年度決算見込(参考)	71,673,346 円	70,000,000 円	50,000,000 円	51,673,346 円
令和6年度決算見込(F)	121,654,998 円	100,000,000 円	50,018,348 円	71,673,346 円
令和5年度決算(G)	181,627,829 円	120,000,000 円	60,027,169 円	121,654,998 円
増減(F)－(G)	△ 59,972,831 円	△ 20,000,000 円	△ 10,008,821 円	△ 49,981,652 円

2. 被保険者数等の状況

令和7年度末の被保険者数については、9,272人で、前年度末と比べ604人（△6.1％）減少する見込みです。
 主な要因は、人口構造の変化によるものです。

(1) 世帯数・被保険者数の状況

(年度末推計)

区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	比較 (A)・(B)
世帯数	6,273 ^{世帯}	6,575 ^{世帯}	△ 302 ^{世帯}	△ 4.6 [%]
被保険者数	9,272 ^人	9,876 ^人	△ 604 ^人	△ 6.1 [%]

(※) 介護保険第2号被保険者 … 40～64歳の者。

(2) 介護保険第2号被保険者(※)数の状況

(年度末推計)

	令和7年度 (C)	令和6年度 (D)	増減 (C)－(D)	比較 (C)・(D)
被保険者数	2,916 ^人	3,278 ^人	△ 362 ^人	△ 11.0 [%]

(3) 所得の状況

(令和6年度本算定時点)

所得区分 (円)	世帯	割合 (%)
未申告	133	2.0
0	1,708	25.5
1 ～ 1,000,000	1,977	29.5
1,000,001 ～ 2,000,000	1,764	26.3
2,000,001 ～ 3,000,000	555	8.3
3,000,001 ～ 4,000,000	244	3.6
4,000,001 ～ 5,000,000	113	1.7
5,000,001 ～	213	3.2
合計	6,707	100.0

(4) 軽減の状況

(令和6年10月時点)

区分	世帯	割合	人数	割合
7割軽減	2,354 ^{世帯}	34.6 [%]	3,016 ^人	28.2 [%]
5割軽減	1,142	16.8	1,993	18.6
2割軽減	850	12.5	1,486	13.9
合計	4,346	63.9	6,495	60.6
全体	6,801	—	10,709	—

3. 歳入予算の状況

令和7年度の歳入予算総額は、前年度と比べ4,013万7,000円の減額となります。

主な要因は、保険給付費の減少による県支出金の減額です。

款	名 称	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	主 な 増 減 理 由
1	国民健康保険税	千円 1,017,721	千円 930,524	千円 87,197	国民健康保険事業費納付金の増額に伴う増
2	使用料及び手数料	310	310	0	
3	県支出金	3,577,581	3,683,990	△ 106,409	保険給付費等交付金の減
4	財産収入	144	244	△ 100	基金残高の減
5	繰入金	663,586	684,432	△ 20,846	基金繰入金の減
6	繰越金	1	1	0	
7	諸収入	16,301	16,280	21	雇用保険返戻金の増
歳 入 合 計		5,275,644	5,315,781	△ 40,137	

4. 国民健康保険税の収納等の状況

令和7年度の国民健康保険税の収納状況については、現年課税分では税率の引上げにより、前年度と比べ調定額で8,872万7,000円の増額、収納額で8,552万6,000円の増額となる見込みです。また、滞納繰越分では未収金の減により、前年度と比べ調定額で474万8,000円の減額、収納額で167万1,000円の増額となる見込みです。

収納率については、現年課税分は95.8%で前年度と比べ0.1ポイント増加、滞納繰越分は21.4%で前年度と比べ1.3ポイント増加する見込みです。

区分		令和7年度(A)			令和6年度(B)			比較(A)－(B)		
		調定額(※1)	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	医療分(※2)	千円 695,387	千円 668,545	% 96.1	千円 629,469	千円 606,367	% 96.3	千円 65,918	千円 62,178	% △ 0.2
	後期高齢者支援金分(※3)	千円 237,934	千円 228,464	% 96.0	千円 215,654	千円 208,300	% 96.6	千円 22,280	千円 20,164	% △ 0.6
	介護納付金分(※4)	千円 82,970	千円 76,465	% 92.2	千円 82,441	千円 73,281	% 88.9	千円 529	千円 3,184	% 3.3
	小計	千円 1,016,291	千円 973,474	% 95.8	千円 927,564	千円 887,948	% 95.7	千円 88,727	千円 85,526	% 0.1
滞納繰越分	医療分	千円 137,886	千円 29,617	% 21.5	千円 140,401	千円 28,639	% 20.4	千円 △ 2,515	千円 978	% 1.1
	後期高齢者支援金分	千円 41,002	千円 8,944	% 21.8	千円 40,391	千円 8,457	% 20.9	千円 611	千円 487	% 0.9
	介護納付金分	千円 27,681	千円 5,686	% 20.5	千円 30,525	千円 5,480	% 18.0	千円 △ 2,844	千円 206	% 2.5
	小計	千円 206,569	千円 44,247	% 21.4	千円 211,317	千円 42,576	% 20.1	千円 △ 4,748	千円 1,671	% 1.3

(※1) 調定額 … 国民健康保険税を課税した金額。

(※2) 医療分 … 被保険者の保険給付費等の財源となるもので、すべての被保険者が負担する。

(※3) 後期高齢者支援金分 … 後期高齢者医療制度を運営するための財源となるもので、すべての被保険者が負担する。

(※4) 介護納付金分 … 介護保険を運営するための財源となるもので、40～64歳までの被保険者（介護保険第2号被保険者）が負担する。

5. 一般会計からの繰入金の状況

令和7年度の一般会計からの繰入金の総額は、前年度と比べ915万4,000円の増額となります。

区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A) - (B)	主 な 増 減 理 由
① 保険基盤安定分 (※1)	千円 307,659	千円 317,219	千円 △ 9,560	軽減世帯の減
② 未就学児均等割保険税軽減分 (※2)	2,091	2,434	△ 343	軽減世帯の減
③ 職員給与費等分 (※3)	161,797	147,888	13,909	人件費等の増
④ 産前産後保険税軽減分 (※4)	339	86	253	実績による増
⑤ 出産育児一時金分 (※5)	10,000	10,000	0	
⑥ 国保財政安定化支援分 (※6)	92,200	87,305	4,895	被保険者全体に占める高齢者割合（60歳以上）の増
⑦ 福祉医療波及分 (※7)	19,500	19,500	0	
合 計	593,586	584,432	9,154	

(※1) 保 険 基 盤 安 定 分 … 低所得者にかかる国民健康保険税の法定軽減分などの財政補填として繰り入れるもの。

(※2) 未就学児均等割保険税軽減分 … 未就学児均等割保険税軽減分を繰り入れるもの。

(※3) 職 員 給 与 費 等 分 … 国民健康保険特別会計で支出した人件費や事務費等を繰り入れるもの。

(※4) 産前産後保険税軽減分 … 産前産後期間の保険税軽減分を繰り入れるもの。

(※5) 出 産 育 児 一 時 金 分 … 出産育児一時金の3分の2を繰り入れるもの。

(※6) 国保財政安定化支援分 … 国民健康保険の財政基盤の強化等を図るための地方交付税による財政措置分を繰り入れるもの。

(※7) 福 祉 医 療 波 及 分 … 市が行っている福祉医療（障害者やひとり親の医療費の助成）にかかる国庫支出金減額分を繰り入れるもの。

6. 歳出予算の状況

令和7年度の歳出予算総額は、前年度と比べ4,013万7,000円の減額となります。

主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減額です。

款	名 称	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	主 な 増 減 理 由
1	総務費	千円 128,166	千円 121,148	千円 7,018	人件費等の増
2	保険給付費	3,489,186	3,592,491	△ 103,305	被保険者数の減少に伴う給付減
3	国民健康保険事業費納付金（※1）	1,506,887	1,449,141	57,746	医療分の増
4	保健事業費	135,111	136,632	△ 1,521	特定健診受診者数の減
5	基金積立金	144	244	△ 100	基金残高見込額の減
6	公債費	150	125	25	利率の増
7	諸支出金	6,000	6,000	0	
8	予備費	10,000	10,000	0	
歳 出 合 計		5,275,644	5,315,781	△ 40,137	

（※1）国民健康保険事業費納付金 … 県に支払う納付金で、県が市町村に支払う保険給付費等交付金の財源となる。

7. 保険給付費の状況

令和7年度の主な保険給付費の総額は、前年度と比べ1億330万5,000円の減額となります。

主な要因は、被保険者数の減少によるものです。

主な保険給付費の状況（出産育児一時金等を除く）

	令和7年度			令和6年度			比 較			
	保険給付額 (A)	被保険者数 (B)	1人当金額 (A)/(B)× 1000 (C)	保険給付額 (D)	被保険者数 (E)	1人当金額 (D)/(E)× 1000 (F)	保険給付額 (A)－(D)	被保険者数 (B)－(E)	1人当金額 増減 (C)－(F)	1人当金額 比較 (C)・(F)
療養給付費 (※1)	千円 3,002,235	人 9,749	円 307,953	千円 3,099,995	人 10,334	円 299,980	千円 △ 97,760	人 △ 585	円 7,973	% 2.7
療 養 費 (※2)	千円 49,087	人 9,749	円 5,035	千円 52,451	人 10,334	円 5,076	千円 △ 3,364	人 △ 585	円 △ 41	% △ 0.8
高額療養費 (※3)	千円 405,983	人 9,749	円 41,644	千円 408,164	人 10,334	円 39,497	千円 △ 2,181	人 △ 585	円 2,147	% 5.4
合 計	千円 3,457,305	人 9,749	円 354,632	千円 3,560,610	人 10,334	円 344,553	千円 △ 103,305	人 △ 585	円 10,079	% 2.9

被保険者数は、3～2月の年間平均

(※1) 療養給付費 … 保険者が医療機関等に支払う診療報酬（自己負担割合が3割の場合の残り7割分）など

(※2) 療 養 費 … 柔道整復師等に支払われる保険給付費や補装具等の保険給付費

(※3) 高額療養費 … 医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等により定められている上限額を超えた場合に支給されるもの

2 基金の活用について

令和5年度末の国民健康保険基金の現在高は1億2,165万4,998円です。

令和6年度は、1億円を取り崩しますが、令和5年度決算歳入歳出差引額のうち5,000万円を基金へ積み立て、令和6年度末の現在高は約7,200万円となる見込みです。

令和7年度においては、引き続き、被保険者の負担軽減のため、7,000万円を活用します。

年 度	前年度末残高(E)	当該年度取崩額(F)	当該年度積立額(G)	当該年度末残高 (E) - (F) + (G)
令和7年度（見込）	71,673,346 円	70,000,000 円	50,000,000 円	51,673,346 円
令和6年度（見込）	121,654,998 円	100,000,000 円	50,018,348 円	71,673,346 円
令和5年度	181,627,829 円	120,000,000 円	60,027,169 円	121,654,998 円

納付金及び標準保険税率の状況

①納付金

区分		総額			一人当たり			
		令和 7 年度 (円)	令和 6 年度 (円)	増減 (円)	令和 7 年度 (円)	令和 6 年度 (円)	増減 (円)	増減率 (%)
和歌山県	医療分	20,637,386,762	19,104,812,749	1,532,574,013	106,844	95,442	11,402	11.9
	支援金分	6,145,988,587	6,603,200,406	△457,211,819	31,819	32,988	△1,169	△3.5
	介護分	2,147,321,591	2,339,524,493	△192,202,902	31,723	33,831	△2,108	△6.2
	計	28,930,696,940	28,047,537,648	883,159,292	170,387	162,261	8,126	5.0
海南市	医療分	1,075,579,486	985,277,593	90,301,893	110,327	95,343	14,984	15.7
	支援金分	323,118,219	346,828,814	△23,710,595	33,144	33,562	△418	△1.2
	介護分	108,187,486	117,033,184	△8,845,698	31,914	33,333	△1,419	△4.3
	計	1,506,885,191	1,449,139,591	57,745,600	175,385	162,238	13,147	8.1

※令和 7 年度本係数による試算

②本市の標準保険税率

区分	令和 7 年度			令和 6 年度			比較		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	7.67	32,440	22,559	7.25	28,605	20,721	0.42	3,835	1,838
支援分	2.54	10,958	7,621	2.81	11,280	8,171	△0.27	△322	△550
介護分	2.24	10,460	5,430	2.50	11,213	5,853	△0.26	△753	△423
計	12.45	53,858	35,610	12.56	51,098	34,745	△0.11	2,760	865

基金を活用した国保税額の推移

国保加入世帯のモデルケース

単位：円

	家族構成		収入		所得	備 考
A	70 歳以上	1人世帯	年金	1,100,000	0	国保加入世帯で一番多いケースは、「1人世帯」、「所得ゼロ」、「70～74 歳」
B	55 歳夫婦	2人世帯	給与	約 1,920,000	1,263,000	国保世帯の平均所得 約 1,263,000 円、 平均世帯人数 約 1.59 人、平均年齢 56.5 歳
C	40 歳代夫婦と 子供 1 人	3人世帯	給与	約 2,800,000	1,886,000	所得あり世帯の平均所得 約 1,886,000 円

<算定条件>

- ① 保険税額等は、令和 6 年度の課税データによる試算である。
- ② 資産割の廃止は、令和 3 年度から実施済。
- ③ 被保険者の中長期的な負担軽減になるよう基金を活用する。
- ④ 低所得者への配慮として、均等割、平等割が標準保険税率を下回るよう基金を活用する。
- ⑤ 今後の医療費の動向や診療報酬の改定等は加味していない。

令和５年度第２回国民健康保険運営協議会で提示した資料

単位：円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11-H29
基金活用額	－	1億	1.7億	1.4億	1.5億	1.8億	1.2億	1.0億	0.8億	0.8億	0.6億	0.6億	0.6億	
所得割率	12.9%	10.3%	11.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.6%	11.7%	11.8%	12.0%	12.1%	12.3%	12.4%	
資産割率	60%	29%	19%	9.0%	廃止	－	－	－	－	－	－	－	－	
モデルケースA	18,700	17,900	17,900	17,900	17,900	18,700	18,400	18,800	19,000	19,400	19,500	19,700	20,200	1,500
前年度比		▲ 800	0	0	0	800	▲ 300	400	200	400	100	200	500	
モデルケースB	226,700	188,200	191,100	185,700	181,500	188,700	187,100	189,400	191,900	195,400	197,500	200,400	202,900	▲ 23,800
前年度比		▲ 38,500	2,900	▲ 5,400	▲ 4,200	7,200	▲ 1,600	2,300	2,500	3,500	2,100	2,900	2,500	
モデルケースC	348,400	283,300	287,900	278,000	270,300	281,700	279,600	282,700	286,300	291,400	294,400	298,900	302,400	▲ 46,000
前年度比		▲ 65,100	4,600	▲ 9,900	▲ 7,700	11,400	▲ 2,100	3,100	3,600	5,100	3,000	4,500	3,500	

新規積立金を活用し、令和６年度の被保険者負担を軽減しながら、標準保険税率に徐々に合わせる予定としています。

なお、上記表は、例年生じる積立金の金額を0.6億円と想定し、次年度に加算して税率の引き下げに活用した場合のものとなります。

また、令和６年度県確定計数は令和５年度と比較すると標準保険税率が所得割は引き下げられ、均等割・平等割は引き上げられており、基金を活用することで全ての税率が標準保険税率を下回るよう抑制しています。

令和7年度改定後の見通し

単位：円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11-H29
基金活用額	－	1億	1.7億	1.4億	1.5億	1.8億	1.2億	1.0億	0.7億	0.5億	0.5億	0.5億	0.5億	
所得割率	12.9%	10.3%	11.3%	11.2%	11.2%	11.7%	11.6%	11.7%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	
資産割率	60%	29%	19%	9.0%	廃止	－	－	－	－	－	－	－	－	
モデルケースA	18,700	17,900	17,900	17,900	17,900	18,700	18,400	18,800	21,500	21,800	21,800	21,800	21,800	3,100
前年度比		▲ 800	0	0	0	800	▲ 300	400	2,700	300	0	0	0	
モデルケースB	226,700	188,200	191,100	185,700	181,500	188,700	187,100	189,400	206,700	208,700	208,700	208,700	208,700	▲ 18,000
前年度比		▲ 38,500	2,900	▲ 5,400	▲ 4,200	7,200	▲ 1,600	2,300	17,300	2,000	0	0	0	
モデルケースC	348,400	283,300	287,900	278,000	270,300	281,700	279,600	282,700	308,200	311,000	311,000	311,000	311,000	▲ 37,400
前年度比		▲ 65,100	4,600	▲ 9,900	▲ 7,700	11,400	▲ 2,100	3,100	25,500	2,800	0	0	0	

今年度も基金を活用し、被保険者負担を軽減する予定です。

なお、上記表は、例年生じる積立金の金額を0.5億円と想定し、次年度に加算して税率の引き下げに活用した場合のものとなります。

また、令和7年度県確定係数は令和6年度と比較すると標準保険税率が所得割は引き下げられ、均等割・平等割は引き上げられており、基金を活用することで全ての税率が標準保険税率を下回るよう抑制しています。

3 令和7年度の税率改正（案）について

令和7年度の税率改正に係る対応方針は以下のとおりです。

- ・ 県から示される標準保険税率を参考に、標準割合は、第三期運営方針に示された割合（応能：応益 ＝ 50：50）とします。
- ・ 被保険者負担軽減の観点から、基金 7,000 万円を活用します。

今後の進め方

- ・ 1月23日 第2回 国保運営協議会へ「令和7年度の税率改正（案）」について諮問
- ・ 1月末～2月初旬 国保運営協議会から答申
- ・ 2月下旬 2月定例会へ「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提出

令和7年度税率（案）

令和7年度標準保険税率（参考）

(A)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.6%	31,700 円	22,200 円	7.67%	32,440 円	22,559 円
支援分	2.5%	10,700 円	7,400 円	2.54%	10,958 円	7,621 円
介護分	2.2%	10,400 円	5,400 円	2.24%	10,460 円	5,430 円
合 計	12.3%	52,800 円	35,000 円	12.45%	53,858 円	35,610 円
(参考) 1人当たり調定額		105,826 円				

令和6年度税率（案）

令和6年度標準保険税率（参考）

(B)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	7.2%	27,700 円	20,200 円	7.25%	28,605 円	20,721 円
支援分	2.2%	8,700 円	6,400 円	2.81%	11,280 円	8,171 円
介護分	2.2%	10,100 円	5,300 円	2.50%	11,213 円	5,853 円
合 計	11.6%	46,500 円	31,900 円	12.56%	51,098 円	34,745 円
(参考) 1人当たり調定額		94,384 円				

税率の比較

標準保険税率の比較

(A) - (B)	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	0.4%	4,000 円	2,000 円	0.42%	3,835 円	1,838 円
支援分	0.3%	2,000 円	1,000 円	▲0.27%	▲322 円	▲550 円
介護分	0.0%	300 円	100 円	▲0.26%	▲753 円	▲423 円
合 計	0.7%	6,300 円	3,100 円	▲0.11%	2,760 円	865 円
(参考) 1人当たり調定額		11,442 円				

4 令和7年度国民健康保険税の賦課限度額について

◆令和7年度の改正について

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法において「納税義務者間の負担の公平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と規定されており、同法施行令に具体的な金額が規定されています。

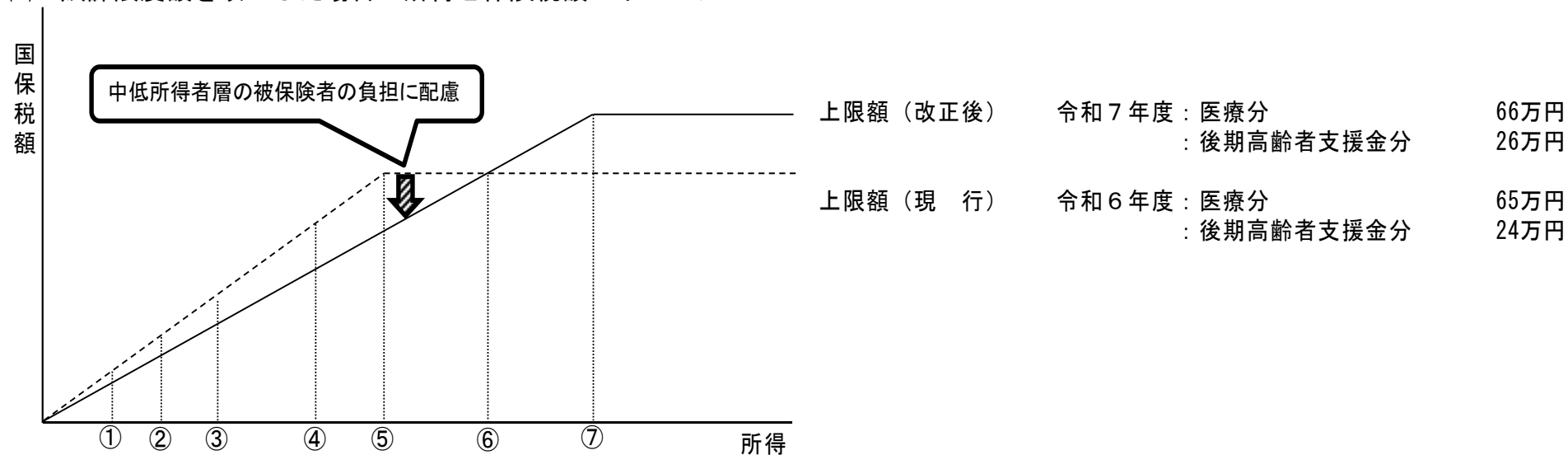
法定限度額が改正される場合、例年、3月下旬に地方税法施行令が公布され、翌日の4月1日から施行されており、令和7年度においても、12月に閣議決定された税制改正大綱に法定限度額の改正が記載されていることから、例年どおりに施行されるものと考えられます。

本市では、この法定限度額を賦課限度額として条例に定めていますが、中低所得者層の負担への配慮から、令和7年3月下旬に法定限度額が改正された場合、同日付で専決処分することとし、令和7年度から賦課限度額を改正したいと考えています。

(1) 【賦課限度額改正（案）】

区 分	医療分	支援分	介護分	合 計	所得割(医療分)率
改 正 前 (A)	650,000 円	240,000 円	170,000 円	1,060,000 円	7.6%
改 正 後 (案) (B)	660,000 円	260,000 円	170,000 円	1,090,000 円	7.5%
比 較 (B)-(A)	10,000 円	20,000 円	0 円	30,000 円	▲0.1%

(2) 賦課限度額を改正した場合の所得と保険税額のイメージ



(3) モデルケース（夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯）での国保税額（医療分）

給与収入 (給与所得)	① 約 155 万円 (100 万円)	② 約 297 万円 (200 万円)	③ 約 430 万円 (300 万円)	④ 約 680 万円 (500 万円)	⑤ 約 897 万円 (702 万円)	⑥ 約 906 万円 (711 万円)	⑦ 920 万円 (725 万円)
R7 税率案 (A)	43,300 円	119,300 円	195,300 円	347,300 円	650,000 円	650,000 円	650,000 円
限度額改正後 (B)	42,700 円	117,700 円	192,700 円	342,700 円	643,200 円	650,000 円	660,000 円
比 較 (B)－(A)	▲600 円	▲1,600 円	▲2,600 円	▲4,600 円	▲6,800 円	0 円	10,000 円

5 令和7年度国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

◆国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（地方税法施行令の改正 令和7年3月下旬公布予定）

低所得世帯への保険税の軽減措置の対象となる軽減判定所得が、経済動向等を踏まえ改正される見込みです。

(1) 5割軽減の基準額改正

【現 行】 基準額 43 万円 + (29 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))
[給与収入 127.5 万円 国保 1 人世帯の場合]

【改正後】 基準額 43 万円 + (30 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))
[給与収入 128.5 万円 国保 1 人世帯の場合]

(2) 2割軽減の基準額改正

【現 行】 基準額 43 万円 + (54 万 5 千円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))
[給与収入 152.5 万円 国保 1 人世帯の場合]

【改正後】 基準額 43 万円 + (56 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))
[給与収入 154 万円 国保 1 人世帯の場合]

(参考) 7割軽減は現行どおり 【現 行】 基準額 43 万円以下

6 高額療養費制度の見直しについて

◆高額療養費制度について、自己負担限度額が見直しされます。(令和7年8月1日施行予定)

70歳未満

(単位：円)

所得区分	施行前	施行後	差 額
区分ア 国保に加入している人の総所得金額の 合計が901万円を超える	$252,600 + 1\%$ <多数回該当：140,100>	$290,400 + 1\%$ <多数回該当：161,100>	37,800 <21,000>
区分イ 国保に加入している人の総所得金額の 合計が600万円を超え901万円以下	$167,400 + 1\%$ <多数回該当：93,000>	$188,400 + 1\%$ <多数回該当：104,700>	21,000 <11,700>
区分ウ 国保に加入している人の総所得金額の 合計が210万円を超え600万円以下	$80,100 + 1\%$ <多数回該当：44,000>	$88,200 + 1\%$ <多数回該当：48,900>	8,100 <4,900>
区分エ 国保に加入している人の総所得金額の 合計が210万円以下	57,600 <多数回該当：44,400>	60,600 <多数回該当：46,500>	3,000 <2,100>
区分オ 住民税非課税世帯	35,400 <多数回該当：24,600>	36,300 <多数回該当：25,200>	900 <600>

70歳以上

(単位：円)

所得区分	施行前	施行後	差 額
現役並み所得Ⅲ 自己負担が3割の人で課税所得が690万円以上の70歳～74歳の被保険者がいる方	252,600 + 1 % ＜多数回該当：140,100＞	290,400 + 1 % ＜多数回該当：161,100＞	37,800 ＜21,000＞
現役並み所得Ⅱ 自己負担が3割の人で課税所得が380万円以上690万円未満の70歳～74歳の被保険者がいる方	167,400 + 1 % ＜多数回該当：93,000＞	188,400 + 1 % ＜多数回該当：104,700＞	21,000 ＜11,700＞
現役並み所得Ⅰ 自己負担が3割の人で課税所得が145万円以上380万円未満の70歳～74歳の被保険者がいる方	80,100 + 1 % ＜多数回該当：44,000＞	88,200 + 1 % ＜多数回該当：48,900＞	8,100 ＜4,900＞
一般 課税所得が145万円未満の人で非課税世帯でない方	57,600 ＜多数回該当：44,400＞ 外来特例：18,000 外来年間上限144,000	60,600 ＜多数回該当：46,500＞ 外来特例：18,000 外来年間上限144,000	3,000 ＜2,100＞
低所得Ⅱ 同一世帯の世帯主及び国保に加入している人が住民税非課税で、低所得者1以外の人	24,600 外来特例：8,000	25,300 外来特例：8,000	700
低所得Ⅰ 同一世帯の世帯主及び国保に加入している人が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない世帯	15,000 外来特例：8,000	15,400 外来特例：8,000	400